

第四十一号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。
 第一条中「基づき」の下に「、小学校」を加える。

別表中一の項から四の項までを二の項から五の項までとし、同表に一の項として次のように加える。

一 小学校

名	称	位	置
東京都立立川国際中等教育学校附属小学校		立川市曙町三丁目十三番十五号	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

小学校教育の振興を図るため、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校を設置するほか、規定を整備する必要がある。